

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
第10回 新市建設計画小委員会

《 会 議 録 》

会場：石狩市議会 第1委員会室

日時：平成16年3月25日(木) 13:00～

第10回 新市建設計画小委員会会議録

開催日時：平成16年3月25日(木) 13:00～

開催場所：石狩市議会 第1委員会室

【出席委員】(敬称略)

委員長
加納 洋明

副委員長
河合 雅雄 岸本 正吉

委員
長原 徳治 池端 英昭 山根 利子 浅井 秀樹 小池 弓夫
藤原 市子 沢田 富男 大山 弘行 田中 宣律

【欠席委員】(敬称略)

相原 一男 中村 東伍 佐藤 克廣

【事務局】

工藤 泰雄 清水 敬二 佐々木 大樹 富木 則善 中村 裕一
江部 靖 田中 匡

【傍聴人】 3人

議事日程

1 開 会	3 頁
2 協議事項 （ 1 ）新市建設計画の検討・協議について	3 頁
3 その他 ・次回会議の開催等について	2 4 頁 2 4 頁
4 閉 会	2 6 頁

1. 開 会

加納委員長:定刻前ではございますけれども、全員そろいましたので会議を始めたいと思います。よろしくお願いたします。

本日はお忙しい中お集まりをいただき、まことにありがとうございます。

本日の出席委員数は15名中12名で、定足数に達しております。

ただいまから第10回新市建設計画小委員会を開会いたします。

2. 協議事項

加納委員長:本日の日程は、お手元の会議次第のとおりでございます。今回の小委員会からは、新市建設計画についての検討協議に入っていくこととなります。この新市建設計画では、先に作成いたしました新市将来構想の将来ビジョンの実現に向けたより具体的な新市の施策、事業計画などを中心に検討を進めていくこととなりますが、個々具体的な新市の事業について、現在事務方の最終的な作業が進められているところであり、本日お手元に配付した原案ではそれらに関する部分がまだ空白となっております。

したがって、本日は、新市建設計画の全体構成と、表紙の裏の目次にあります1の序論から3の新市のまちづくり基本方針並びに7の公共施設の適正配置と整備の内容につきまして協議を行いたいと存じます。

それでは、まず事務局から説明を受けたいと思います。事務局、お願いします。

佐々木計画班長:事務局計画班の佐々木です。私の方から説明させていただきたいと思います。座って説明をさせていただきます。

初めに、本日の協議事項に関連いたしまして、冒頭何点か説明させていただきたいと思います。

先ほど委員長の方からもございましたが、本日議案としてお配りした事務方により作成いたしました原案、いわゆるたたき台につきまして、新市将来構想ですとか事務事業の調整結果などこれまでの協議会の結果、さらには各市村の総合計画、合併を契機とした新規事業の検討などの取りまとめを進めながらやってきたところでございますけれども、いまだ事務方の最終的な詰めの作業が終わらないという状況にありまして、本日の小委員会でお示ししたのものにはこの具体的な事業に関連する部分の掲載が間に合わないというような状況になってしまいました。ここに深くおわび申し上げたいと思います。

今後も事務方によります最終的な作業というものに鋭意努めていきまして、近日中には具体的事業に関連する部分の案を固めまして、この空白部分を埋め、たたき台を再度この小委員会の方に提案させていただきたいというふうに考えております。初めに、委員の皆様のご了承とご理解をいただきたいと思います。

次に、これまでの当小委員会で使用しておりました新市建設計画という名称について、こちらの方で変更と申しますか、考え方を変えたいという提案なのですが、この新市建設計画という呼び名につきましては、ご承知のとおり、合併特例法5条にいます市町村建設計画の作成、ここから、合併するとした場合の新しい市を建設するというような意味合いで新市建設計画とこれまでしてきました。しかし、自治体を建設するという言葉、語の印象が、通常は余りなじみの薄い表現ではないのかなというようなことが一つと、この計画自体には、単に何々道路の整備ですとか何々施設、箱物の建設といったいわゆるハード事業ばかりでなく、ソフト事業の部分も含めて作成するというようにしておりますし、この計画自体、合併するとした場合の姿として完成の暁には広く住

民の皆様にお知らせしていくときに、よりやわらかくと申しますか、よりソフトに伝えるというような配慮のことから、計画の名称で、市の建設計画という言葉にしない方がよろしいのではないのかなというふうに考えたところ です。

そこで、今日お配りしている、表紙をご覧くださいお気づきになったと思うのですが、この計画の名称を「合併まちづくりプラン」というような名前にしてはいかがかなというふうに、この辺もあわせて本日お諮りいただきたいと思 います。

今までの新市建設計画というようなものを使用してきたという理由と いますか、根拠と いますか、合併特例法 5 条の市町村建設計画を当協議会では新市建設計画と総じて呼んでいたということにしまして、実際にこれから作成するに当たりましては、その具体的な名称は合併まちづくりプランという位置づけにしてはどうかという、これは事務局からの提案でございます。

それと、1 月の協議会で、新市将来構想の方は協議会で確認されて決定いたしましたのですけれども、それをもとにいたしましたダイジェスト版を 3 市村全戸に配付しております。その配付にあわせて行いましたアンケート調査の概要につきまして報告をさせていただきます。

このアンケート調査につきましては、3 月 22 日、今週の月曜日までを一応締め切りといたしておりました。その結果、回収されたのが、3 月 22 日現在で 641 通の回収がありました。この 641 という数字は、すべての、3 市村合計の配付世帯数の 3.1%ということとなっております。まだ締め切りから間もなく、このアンケート調査に関する報告書については、これも取りまとめ中でございますので、後ほどスケジュールの中でも説明、触れたいと思 いますけれども、次回の委員会ではお示しできるのかなというふうに考えております。

ここで、しばらく前回の小委員会から日にちがあきましたので、当面のスケジュールにつきまして、お願いも含めまして若干口頭で説明させていただきますと思 います。

本日 3 月 25 日、第 10 回の新市建設計画小委員会からいよいよ計画の作成の方に協議を移していただきます。今日は原案の方に空白の部分もありますので、全体の構成と、将来構想を踏襲して基本理念など書いてある部分の議論をしていただきまして、次回、第 11 回を 4 月 19 日から 23 日あたりでというふうに考えております。

今日から 4 月 19 日の週末までの間に、若干また日を置くのですが、その意味というのが、小委員会というのは、ほかに議会の小委員会などがございまして、議会の小委員会の方の動向、こちらによりましては建設計画の中の財政計画に与える影響というのがあるものですから、こちらの動向を見て新市建設計画小委員会、次回は 4 月 19 日ということです。

ちなみに議会議員等の小委員会につきましては、4 月 2 日から 9 日までの上旬の日程で今日程の調整が進められておりますので、建設計画小委員会につきましては、大体次回はそのぐらいののかなというふうに考えているところ です。

さらに、12 回以降、一応空白のないたたき台が出そろった以降、こちらの小委員会では日程を詰めて開催して集中して協議していただきまして、何とか来月、4 月いっぱい、4 月の下旬までには建設計画の小委員会案を確認していただきたいというふうに考えております。

小委員会での建設計画案の確認が終わりまして、将来構想と同様ですけれども、早速パブリックコメントに移りまして、また 1 カ月間の期間を置きまして、5 月の下旬ぐらいまでにはパブリックコメントを締め切ると。締め切った後、すぐまた次の小委員会を開催、ですからこれも、締め切ったすぐになるのですけれども、5 月の下旬に小委員会を開催いたしまして、パブリックコメントで出された意見についての検討を前回はやったような形でやっていただきたいと思 います。

その結果、修正するところは修正いたしまして、開催時期は今のところ未定だと思うのですが、5月の協議会に小委員会の最終案として建設計画を提案したいと考えています。

5月の協議会に提案いたしまして、協議会本体での確認がなされましたら、今度は北海道との、第1回小委員会のときに説明したのですけれども、大分前になりますが、建設計画の策定に当たりましては都道府県との協議という手続も必要でございますので、5月の協議会で確認されたら、即北海道への協議を行います。その結果が、おおむね1カ月ぐらいは要するのかなと思ひまして、1カ月後ですから6月の協議会で、その回答を含めまして、北海道との正式協議が調った建設計画を最終的に確認するというようなことを考えております。

ざっと口頭で説明して、ちょっとわかりづらかったところもあるかもしれないのですけれども、ポイントといたしましては、4月下旬までにはこちらの小委員会でパブコメ前の案を固めていただきたいということ、それから、5月の協議会に、パブコメによる修正も含めまして小委員会案として提案したい、この2点がポイントでございます。ということでご了承いただきたいと思ひます。

これから原案、きょうお配りした議案の説明に移りますが、この原案につきましては、先ほど来申し上げておりますとおり、あくまでたたき台でございますので、若干の文言ですとか言い回し、文章表現の修正というのもこれから逐次起こり得るということは、前提としてあわせてご了解いただきたいと思ひます。

それでは、お配りいたしましたたたき台の説明をいたしたいと思ひます。

まず一つ目といたしまして、今日、この建設計画、まちづくりプランの全体構成の章立てといたしますが、項目立てにつきまして説明いたしたいと思ひます。表紙1枚開いていただきまして、表紙の裏の目次をごらんください。

まず、目次、ごらんとおりですけれども、1の序論から8の財政計画までの8項目といたしますが、8章立てで考えております。

このたたき台の作成に当たりまして、将来構想に比べまして、全般的なことですけれども、要点をこの目次でいいますところの4、新市の施策に絞って作成することといたしたいと思ひます。

ただし、この4の新市の施策を導くために将来構想からの引用が必要である部分、例えばまちづくりの基本方針ですとか、そのような理念的なものにつきましては、将来構想に記載されている内容がぶれないように十分注意しながら、こちらの計画にも掲載していくことといたします。

今申し上げましたとおり、将来構想では、合併するとした場合に、今の三つのまち、三つの地域を一つの市として仮定いたしまして将来像、将来ビジョン、それから新市が目指す方向性、まちづくりの姿を大枠としてとらえておりましたけれども、建設計画では、この将来構想の理念とその実現に向けまして、合併後10年間に想定される具体的な事業計画などを考慮しながら新市の施策を中心として書いていくというようなこととなります。

目次で順に追って説明していきますけれども、まず1の序論ですけれども、何ページと申し上げながら説明したいと思ひます。

1ページをご覧ください。序論ですけれども、こちらでは、この計画の趣旨と構成、それから計画期間について、この3点について記述します。(1)と(2)につきましては、合併特例法で示されている建設計画の必須項目ということで、明らかにするようにと。それに対応した部分となります。

3つ目の計画の期間でありますけれども、本計画につきましては平成17年度から26年度までの10年間といたします。なお、21年までを前期、22年から26年までを後期とすることとい

たしますというふうにしております。

続きまして2ページ、3ページをご覧ください。こちらは将来構想でいうところの第1章あたりの内容を簡略化しまして掲載した部分で、新市の概況としております。

続きまして4ページから6ページの部分なのですが、こちら、先ほども申しましたが、建設計画のポイントでございます新市の施策を導くための基本方針ということで、将来構想を踏まえて書くというような部分になります。

続きまして7ページをご覧ください。7ページからずっといきますけれども、24ページまで、途中空欄、表の中ですとか、空白スペースが多く見受けられるのですが、こちらが新市の施策、建設計画の中心部分となる予定の部分です。

続きまして、最後の方になりますけれども、25ページの5、北海道事業の推進。ここでは、市が単独補助事業、いろいろと行う市の事業、実施主体が市となる事業以外にも、北海道、都道府県の協力という部分もありまして、その部分で北海道の役割を記す、そういうような单元になります。

26ページをごらんください。26ページにつきましては、合併特例債によります基金造成、こちらにつきまして、合併まちづくりプランとして一つ单元を立てて記載するというようなことを考えております。

この6の基金の設置なのですが、現在、文章といいますが、事務局の文案がないのですけれども、この合併特例債を利用した基金の設置につきまして、今日、別な資料、別添の資料をお配りしておりますので、後ほどこれにつきましてはほかの者から説明をさせたいと思います。

続きまして27ページですが、ここは7の公共的施設の適正配置と整備ということで、こちらの单元につきましても合併特例法で記すようというふうになされている部分です。

最後、裏、一番最後ですが、28ページは財政計画、これにつきましては、4の新市の施策で確定した最終的な事業の内容を含めまして、新市の10年間の財政運営の見通しとして財政計画を記載するというようなことになります。

目次に戻っていただきまして、このような1章から8章までの8章立てで合併まちづくりプランというものを考えております。この構成につきまして委員の皆様から後ほどご意見をいただきたいと思っております。

続きまして、本日、空白以外の、文案が記載されている部分につきましての説明をもう一度戻るような形でしたいと思っておりますが、まず1ページをごらんください。ここは先ほど説明してしまいましたので……1ページは序論です。先ほど説明したので省かせていただきます。

続きまして2、3ページを説明します。2、3ページ、新市の概況では、(1)といたしまして位置と地勢、(2)といたしまして人口、就業構造ということで、将来構想の内容をかいつまみながら記載しております。

ここで(3)将来推計人口について触れたいと思っておりますけれども、実は将来構想のときに将来人口の見通しという部分があったのですが、その後、ご承知の方もいるかもしれませんが、今年の1月に国立社会保障人口問題研究所の方で新しい推計が発表されました。それをここに書いてございますが、日本の市区町村別将来推計人口、平成15年12月推計、こちらが新たに発表されました。事務方といたしましても、前回の将来構想で掲載した人口推計につきましては、あの時点で最新の更新性のある方法を用いた人口推計だったので、さらに同じところから新しい将来推計人口が出たということで、この計画の作成に当たりましてはこちらの方を採用して、置きかえて考えていきたいなというふうに思っております。

そのようなことから、将来構想の将来人口の推計と比べますと若干数字が変わっておりまして、全体的に将来もっと人口が減るような結果というふうになっております。

続きまして、今日の部分で4ページから6ページの部分ですけれども、4ページからはまちづくりの基本方針ということでして、(1)として基本理念、(2)として将来像、(3)として新市のまちづくりの方針、それから(4)として土地利用の方針、こちらにつきましても、将来構想の部分を利用しながら改めて位置づけております。

特に5ページの(3)につきましてですけれども、将来構想でも登場いたしました政策分野ごとの五つのテーマ、しっかり暮らしの基盤から、健やかみんなの心と体、この五つを政策分野ごとのテーマといたしまして、この後の4、新市の施策につながっていくというような部分の表をここに入れてあります。

さらに、5ページの下の方でございますが、基本理念をもとに設定いたしました三つの原則、地域の輝きを大切にから、しなやかな行財政体制まで、これが下支えといいますか、あるというような形の表となっております。

6ページですけれども、土地利用の方針、こちらにつきましても、現状の土地利用状況を基本とするという将来構想のゾーニングを引き続きましてこのような形で記すことといたしております。

それから、ちょっと飛びまして27ページに参りますが、27ページ、公共的施設の適正配置と整備、こちらにつきましては、住民生活に急激な影響を及ぼさないように配慮するとともに、地域特性や地域間のバランス、財政事情を考慮しながら計画的に進めていくことを基本とするといったように、理念的なものを記しております。

ただ一つ、最後の2行、なお書きの部分ですけれども、ゾーニング設定のところでございますが、地域核の行政機能の拠点となる施設については、現在の厚田、浜益両役場など含めて活用を検討していくこととするというふうに、その部分だけは特化しておいてはいかがかなというふうに考えております。

以上で本日協議事項、大きく1つ目としては全体の8項目立ての構成の部分、それから大きく2つ目としては、1の序論から3のまちづくりの基本方針まで、それと7の公共的施設の適正配置と整備の項目、これにつきましてご説明をさせていただきました。ご検討の方をよろしく願いいたします。

加納委員長：ただいま事務局から一括して説明を受けましたが、今回の協議案件につきましては、本日議案が配付されたばかりでもありますことから、ここで10分程度休憩をとりまして、委員の皆さんにご一読をいただいた後に検討協議に入りたいなというふうに思っておりますので、ここで10分間ぐらい休憩をさせていただきます。

(休憩)

委員長：それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど事務局の方からの説明で、皆様の手元にもう1枚プリントが行っていると思うのですが、6の新市まちづくり基金(仮称)の設置についてということで、事務局の方からまずこの説明を受けたいと思いますので、よろしく願います。

清水事務局次長：事務局の清水です。私の方からご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

ページ数26ページ、6、新市まちづくり基金(仮称)でございますが、これの設置についてでございます。これを項目として入れた趣旨というか、そういう内容について簡単にご説明させてい

ただきたいと思います。

資料の方を見ていただきますと、合併市町村振興のための基金造成、これらについての財政措置等についてを主に説明させていただきたいと思いますが、そこに書かれてありますように、合併後10年で合併特例債を使うことができるのですけれども、その対象としまして、基金の積み立てに関する経費についても特例債の対象となっております。地方債の充当率は95%で、交付税措置は70%です。

それで、四角の中、1、基金の目的でございますが、この基金といいますのは、合併後の市町村が地域住民の連帯の強化、それから合併関係市町村の区域における地域振興、これらなどに使うために設ける基金、これについて合併特例債が対象となるというところとなっております。

制度的には、(1)にありますように、新市町村の一体感の醸成に資するものと、(2)にありますように、旧市町村単位の地域の振興、地域行事の展開とか伝統文化の伝承等、そういったものに使う基金について合併特例債が対象となるという形となっておりますのでございます。

大きな四角の2番目でございますが、標準基金規模としまして、こういったことに対して一定の計算方式がございます。具体的には、新市町村の一体感の醸成・旧市町村単位の地域の振興というこの目的を踏まえまして、合併関係市町村数ですとか増加人口、合併後人口の多寡に応じた計算方法となっております。その計算で出てきたものに対しまして5割増しまで積み立てることができるという形となっております。上限は40億円でございます。

大きな四角の3番目でございますけれども、当合併協議会、3市村の合併ではどうなるかというところでございますが、計算しますと17.9億円が可能という形となっております。これは、合併シミュレーションの第1次の推計におきましてもこの数字は使わせていただいて、入れているところではございます。

それで、今回この新市建設計画、新しい合併まちづくりプランでこの項目を入れた理由でございますが、その大きな括弧の中身でございます。新市将来構想の中で設けました施策推進のための三つの大きな原則、その中に「地域の輝きを大切に」という項目がございます。これは新市将来構想の78ページ、今回のこの計画書では23ページにその概略的といいますか、簡素版が載っておりますのですけれども、そこにおきまして、「新市を構成する各地域が、それぞれの責任と創意工夫のもと、地域の実情や歴史的背景を踏まえ個性ある発展を図るとともに、ひとつの自治体としての一体感・公平性の確保をしていくことを原則とし、また、地域自治の仕組みを導入します。」となっておりますのでございます。

この原則を新市建設計画にも生かしまして、新市の一体感の醸成、これを図るとともに、個々の地域の個性、これを地域の発展に生かして大切にしまちづくりを推進していこうと、こういう趣旨のもとに基金設置という形を項目の中に盛り込ませていただいたところでございますので、ご説明させていただきたいと思います。

なお、この基金の設置について、事務方で今検討はしておりますけれども、そのありよう、つまりは地域分と新市全体分を大きな四角の1の中である(1)、(2)を分けてするのか、また、一つとして扱っていくのか、また、どのような運用の仕方をしていくのかというのについてはまだ具体的なものは決まっておりません。事務方の中で結論は出ていないのですが、現在検討中ですので、それらがまとまればこのところの文案にそれが生かされてくる、反映したいと考えているところでございますのでご了承願います。

私からの説明は以上でございます。

加納委員長：先ほど事務局の説明にもありましたけれども、今後のスケジュールを考えると、相当集中的に協議を進めて原案をつくり上げていかなければならないということが想定されます。そういう意味では、何かとご多用の季節とは存じますけれども、委員の皆様におかれましてはあらかじめその辺のご理解をいただきたいなど。日程によっては1カ月の中で2回開催するだとか、それから今日の協議内容についても、これから協議をしていただきますけれども、今日の中でまとまらなければ、近日中にまた開いて決めていくというようなスケジュールにもなっていくのかなと思いますので、4月ぐらいまでは集中的に行われるかなというふうに思いますので、そういう意味でのご協力をよろしくお願ひしたいなと思っております。

それでは、本日の協議については、まず一つには、先ほど事務方からありましたけれども、新市建設計画の名称、これを合併まちづくりプランということに事務局提案としたいということでございますので、そのことの確認と、それから、新市建設計画の全体構成ということで、目次にもありますように8項目の構成ということになっておりますので、この辺の確認、それから、1の序論から3の新市のまちづくりの基本方針と、並びに7の公共施設の適正配置と整備ということで、今事務方から説明のありました6の新市まちづくり基金については次回の中で検討をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、今日の今日の話でございますので、先ほど事務方からの説明で、わからない部分だとかそういうことがあれば、発言の中でその辺のことについては、これはどういうことなのでしょうかとということも含めてご意見もいただければなというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず初めに、事務局提案のありました新市建設計画の名称、今日のタイトルにも書いてあるとおり、合併まちづくりプランというような名称に位置づけていきたいということで提案ございましたけれども、これについてまず委員の皆さんからご意見をいただきたいなというふうに思ひますけれども、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

加納委員長：それでは、事務局提案のとおり、新市建設計画の名称を合併まちづくりプランということで、今後こういう形で進めさせていただきたいと存じます。

次に、新市建設計画の全体構成ということで、先ほども言いましたように、8項目の構成になっておりますけれども、このことについてご意見をいただきたいなというふうに思ひます。

池端委員。

池端委員：質問というかこの構成の中で、5番の北海道事業の推進というふうにありますけれども、これが新市まちづくりプランの中のどのような要素になってくるのか、ちょっとわからないので教えていただきたいと思ひます。

加納委員長：事務局、お願ひします。

佐々木計画班長：私の方から説明いたします。

先ほどの説明でも説明いたしましたが、建設計画のメインというのは市の施策といひますか、事業ということになるのですけれども、市だけの事業ばかりではなくて、北海道の事業というのもそれとタイアップと申ひますが、そちらの方の事業も進めていく中で全体的に新市のまちづくりを進めていくということがございまして、市の事業とともに北海道の事業についても、北海道の役割はこういうことをもって、北海道についても道事業ということで関連して進めていくというような位置づけを、項目といひますか、単元立てて一応書いておくというような趣旨でして、特例法にいう

建設計画の必要項目の中でも、関連する都道府県の事業についても記載するというようなことになっておりまして、このような章を一つ設けているところです。

清水事務局次長：若干私の方から補足させていただきます。

通常市町村の事業と申しますと、単独で事業はできないわけです。国の補助もあれば道の補助もある。道の事業とタイアップしてやるという、道の補助金を受けながらやる、また道との連携を図りながらやる事業というのは多々市町村の中にはございます。その例に漏れず、この3市村の場合にもそういった事業というのは多々ございます。それを、合併まちづくりプランの中でこちら側が一方的にそれをつくって、こうやりたいああやりたいというわけにはいかないわけでございます。補助金の関係もありますし共同事業の関係もありますし、それらについては歩調を合わせなければいけない。それであれば、当然に道に対してこのようにやりたいということを申し出て、了解を得て、その中でそれをまちづくりプランの中に盛り込むと、そういう作業が必要だという形になります。そのためにこれを明記して、道との協議を行うという流れとなりますので、その部分の所要な部分がここだという形でご理解いただければと思います。

加納委員長：池端委員。

池端委員：ということは、道の助成金、補助金があるような事業、例えば道道であったりですとか保育所関係ですとか学校関係ですとか、そういうようなことに関連するということでしょうか。

清水事務局次長：まさに道道事業はそのとおりでございます。ここに入ってくる形になります。

池端委員：承知しました。

加納委員長：先ほども事務局の説明ありましたけれども、4以降についてこういう空欄になっていて、次回の委員会のときまでには、例えば施策の方針についてもここに文章は並べてきますし、それからあと主要事業についても、このようなものということで出ます。それから、概算の事業費についても大枠の数字がここに載ってきます、全体に。ですから、この空の部分だけではなかなか理解するのは難しい部分がありますけれども、全体構成として、こういう流れの中でという部分のことで、今日は大枠の部分でまず出させていただいておりますので、次回の協議からは、この辺について、皆さんが新市将来構想の中でいろいろ出されたご意見だとか含めて、そういうことをこの中の主要な事業なりいろんな考え方として位置づけていくというような形になりますので、もっとわかりやすいものにはなるとは思いますけれども、きょうの段階では、大枠の構成として、こういうことで進めていきたいというような表現になっておりますので、そういうご理解をいただければなというふうには思いますけれども。どうぞ、池端委員。

池端委員：それと24ページ、しなやかな行財政体制というものがこの欄に出てきますが、今後、人口推計を見ますと、平成27年をピークに、先の話になりますけれども、42年には平成7年のレベルまで人口が減少していくという、これは直近の資料で出されております。こういうものを考えていきますと、合併特例債の10年、そしてその以降の激変緩和による5年間、この15年間を考えても、将来的な行財政を保っていくためには、特例債の使える、マックス、償還が30%あるものですから、それを見据えた使い方をしないといけないのかなという感じがします。

主な施策を例えばこちらからプランで、道との連携の中で提示をしていっても、最終的にはそれ以降の、財政措置以降の行財政が非常に困窮をきわめるような状況になるのでは、非常に難しいかなというふうに考えますので、ある程度、特例債もここぐらいまでが、それ以降の行財政に余り圧迫をかけないのだという目安が必要なのかなと。それに対して、それぞれの分野に対して施策を講

じていくと。

先日、勉強会でも、全部使ったら財政収支比率は幾らになるのだといったときには、非常に財政再建団体に近い割合になるというような推計をお示しいただいております。そういうふうに考えますと、その使える度数が6割の方がいいのか7割の方がいいのか、その辺の大方の目安をお示しいただいてから割り振りかけた方が、その後のことも考えるとよろしいのかなというふうに考えますが。

加納委員長：事務局。

清水事務局次長：池端委員のご質問にお答えいたします。

それは事務局としても大変必要なことで、将来の新市の財政を悪化させる、そういうような計画になってはいけないというのは十分気をつけていきたいと思っており、最重要な課題の一つだというふうに理解しております。ですので、その特例債の使い方は、1次シミュレーションのときもご説明しましたように、それをもって悪化するようなものではなくて、今後やらなければいけない必須的なものにうまく使いながらやっていくことを念頭にまず置くことが基本であると、それが1点目でございます。

それから、財政計画を含むこのまちづくりプランにつきましては、10年間でございます。10年間で、見ますと、先ほどお話のありましたこの案の3ページ、将来推計人口のところにはわかりやすく計画期間というふうな形でしておりますと、平成17年から27年の間になってきますもので、この期間につきましてははまだまだ、人口がそんなに落ちるといってではなく、伸びる形で示されている。しかしこれは、それだけを、この10年間だけを念頭に置いた財政計画を立てるのではなく、シミュレーション的には、これを通りすぎまして、1次シミュレーションと同等、国からの財政支援措置が消えて平準化に近い形になった平成32年までのシミュレーションをとりたいと考えております。財政計画的には、そのものとしては10年間なのですが、それから派生するところのシミュレーション、それは当然頭に入れるという意味で、それも皆様に情報提供しなければいけないと考えておりますので、それについては32年まで同じようにとっていくと。

そういうことの中で、今後、32年といえますと、もう落ちてきているときですのでその流れが見えてくる。それを念頭に入れているところでございますので、ご理解いただければと思います。

加納委員長：よろしいですか。

池端委員：わかりました。

加納委員長：ほかございませんか。長原委員。

長原委員：長原でございます。

まず最初に、項目はどうかという話でしたが、重点施策が具体的に出てきてみないとはいっきり言えないのです。ただ、一般的な印象だけで言いますと、どうも何か足りないなど。何が足りないのだろうなど。つまり、これによって、市民、村民の暮らし、生活というところがこれだけの話だけではなかなか見えてこないなというような感じはします、人の顔が見えないといえますか。それをどこでどういうふうに位置づけるともう少しわかりやすいものになるのかなというような、特に私も提案はありませんけれども、そんな印象を持ちます。

それから次、将来人口の推移、これを置きかえたのは妥当だと思います。しかし、できれば資料として、これは合計だと思っておりますが、これの3市村別の資料もあった方がわかりやすいなど。構想の中には3市村別に出しましたよね。ですから、同じように、あわせた形で資料としてご提出いただければいいのではないかなと思うのです。

それとあと、先ほどの提案の中で今後のスケジュールについても報告がありました。さっき提案されたスケジュールではとてもじゃないけれども無理ではないですか。無理だなという感じです。それだけで何とかすれと言われても、今日、はいそうですねと、わかりましたと言うのはちょっと無責任だなと、我々も。私としてはそう思います。ちょっと難しいのではないですか。全体を見て、いろいろ部分的に議論して行って、最後にまたまとまった姿をもう一遍見直すというぐらいの作業までないと、ある程度の建設計画を責任持ってつくったということにはならないような気がしています。それで、先ほどのスケジュールというのはかなり無理があるなというふうに印象としては受けとめます。

もう一つは、ハードのみならずソフト面が入ってくるというような話がありました。そのソフト面というのは、これも内容が出てこないものですから、施策の方針とか主要事業が見えないのでわからないのかもしれませんが、どういう部分をどういうふうにソフト面は取り入れていくのかと、そこが非常に重要だと思うのです。

特に私が意識しているのは、最初から何回か申し上げているように、合併問題で基本にあるのは、新しい市をつくったときに地域間の一体性といいますか、そういうソフト面を含めた意識の醸成ということがどういう形で進むことができるのだろうかということを見きわめる必要があると思うのですが、そういう意味でのソフト事業ということであれば、それがどういう形で入ってくるのかなというのが、そこを大事にする必要があると思います。

それからもう一つ、例えば石狩市から言えば7倍の面積になるのです、今までの行政面積から。そういう非常に広い面積になるという点をカバーすると。そういうデメリットと言ったらいいのでしょうか、問題点といいますか、それをどうするかという点に意識をした計画づくりということが必要なのだと思います。そういった点、これからのいろんな具体的な主要事業の中でカバーされてくるのでしょうか、そういう点を意識した取り組み方ということが必要になると思います。

最後に、まちづくり基金ということですが、これは、今日こういう基金をつくるかつくらないかということを含意しようということですか。そうではないのですね。

加納委員長：今日は説明を受けただけで、次回の委員会というか、次回以降の中でこれについては、今長原委員が言われたような形で協議をしていきたいということでございます。きょうは議題に上がっておりませんので。説明だけです。

長原委員：わかりました。

それから、もう一回質問を最後にしたいのですが、まちづくりプランというのは、例えば石狩市で言いますと基本構想があって基本計画があって実施計画と、こう3段階方式になっています。これは10年間の計画ということですが、そうしますと構想とまちづくりプランということで2段階方式ということになりますね、2層構造といいますか。例えば各市村が持っている基本構想、基本計画、実施計画ということの位置づけとすれば、これはどこに位置づくのかなというのがちょっとぴんとこないのですが、それを両方まぜたものだということになるのでしょうか。そのところの位置づけについても伺っておきたいと思います。

以上です。

加納委員長：では、事務局お願いします。

清水事務局次長：長原委員のご質問にお答えしたいと思います。

まず人口推計のところでございますけれども、3市村別の人口推計というのは、これは新市のま

ちづくりの計画プランということですので、その部分に着目してつくっていった3市村合計の分で載せております。3市村個別のものは、3市村の今つくられている、検討されている3市村の個々の合併しない場合の姿、そういうところから出てくるでしょうと思います。ここは3市村が固まって、合併した、新市としてのまちづくりプランという形で押さえていきたいと思っておりますので、このような表現にしたところでございます。

それから、スケジュールの点でございますけれども、非常にご迷惑かけて、皆様お忙しいところをご無理なお願いをすることで、非常に恐縮しているところでございますけれども、合併協議全体の計画の流れ、それからその後に控えております二つの姿をもとにした合併の是非についての住民を交えた議論、これにある程度の時間が必要になってくることを考えれば、タイトなスケジュールということについてもご理解いただければと思います。

ただし、このスケジュールは絶対というわけではございませんし、できるだけ事務局として考えている目標スケジュールというふうにとらえていただいて結構だと思います。できればこのスケジュールでお願いしたいというふうなところでございますので、再度ご理解をお願いしていくところでございます。

それから、ソフト面のものについてなのですが、これにつきましても、ハード面も含めて、先ほど委員長がご説明していただけたとおり、まだ具体的なものが中に入っていないために、それがいろんな面のカバー、気をつけていかなければいけないところが見えないような形にもなっております。今後出てくる具体的内容でご判断いただければと考えております。

それから最後に、プランとしての基本計画、それから実施計画の関係になりますけれども、基本構想は構想でございます、基本構想と新市将来構想はタイアップする、つながるもの、それから次に、市町村でつくる基本計画につきましても、これに一応対応するのが新市まちづくりプランなのでございますが、内容的には基本計画プラス実施計画の概要、そのような大枠的なものを含んだ内容となっているというふうに理解しているところでございます。

なおかつ、それでは実施計画は要らないのかと申しますと、そうではなくて、新市になってから、まちづくりプランに基づきまして実施計画、より詳細なプランを、実施計画をつくっていただいて施策に移していただくと、こういう作業の流れ、施策展開の流れになっていこうかなと考えているところでございます。

以上でございます。

加納委員長：長原委員。

長原委員：スケジュールの件ですが、ご理解をということですので、できるだけ努力はしますが、なかなか難しいのではないのかなという気がします。それは言うておきます。

それから次に、人口推計、ここに載せれと言っているのではなくて、資料で出したらどうだと言っているのです、3市村別に。その積み上げですから簡単に出来るわけでしょう。資料で出したらいかがでしょうかということをお願いしているのです、ぜひご提出があればというふうに思います。

それから、先ほど基本構想、基本計画、実施計画ということについてどうなるのかと聞きましたが、そう申しますと、今のご説明ですと、主要事業までは入るけれども、その実施年度だとか優先度だとかいうことは入らないということですか。その主要事業の、何年度までにどういう事業を何年度ぐらいに位置づけると。10年間ありますから、幅。その実施時期等が示されないとするれば、ある程度の実施計画的なものまで踏み込まないと議論しにくいのではないですか。その辺。

以上です。

小池委員：関連で質問していいですか。

加納委員長：小池委員。

小池委員：関連ですが、何せいろいろ主要事業にしてもオール空白ですから、どういうイメージをしていいのか実は僕もわからないのです。だから、例えば主要事業でも、現在継続をしているもの、あるいは、10年計画ですから、3市村が5年後に計画をしていたものを実施しようというふうなものが具体的にこういうところに書き込まれるのか。そうすると、いわゆる新規事業というものは全くここに顔を出してこないのか、その辺のところ、どうもイメージがわからないのです。

それで、しかも主要事業という、具体的に例えば箇所づけみたいなものがあると思うのです。具体的に箇所づけまで書き込まれてくると、これはいろいろの意味で影響を、我々の小委員会だけの問題ではなくて、現在の3市村の計画との整合性というか、そういうものを図りながらここに書き込まれるのか、それがどうも私読めないのです。

では、例えて言いますと、例えば公共交通体系の整備というのがあります、8ページ。これをより具体的に事業計画としてどんなふうにかき込まれるのかを知りたいのです。そうすると全体が見えてくるような気がするのですが、お願いします。

加納委員長：では、先ほどの長原委員の部分についても含めて、事務局の方から答弁をいただきたいと思います。

佐々木計画班長：まず人口推計の資料、3市村別のものですがけれども、これは別紙で次回までに作成してお配りしたいと思います。

それから、長原委員からの、実施年度というのは入らないのかという部分と、小池委員の今のご質問に対しまして、私の方から8ページを例に、どのような記載をするのかという説明、先ほどしませんでしたので、説明をさせていただきたいと思います。

8ページをご覧になっていただきたいのですけれども、8ページの前にというか、まずこの合併まちづくりプランの非常に大切な役割の一つに、合併特例債の借り入れの申し込みのための手続の重要な資料になるという役割がありまして、その役割を果たすためにある程度主要な事業という具体的な事業名をこの計画の中に位置づけるという考え方も一つとしてあります。

ただ、何分10年間の計画でございますので、10年間分きっちり一から百まですべて洗い出すというのが事実上難しいのかなという部分を踏まえて、具体的な事業名ではなくて、文章表現といいますか、そういうような表現の仕方でも事業を位置づけていくという方法もあります。

そういうことを考えまして、例えばまず8ページの1の「道路、上下水道の整備」では、大きな文章表現的にあらず部分として、施策の方針として、ここの下の空欄のところには、ちょっと漠然としておりますが、3行から5行ぐらいの文章で、例えば、「幹線道路の整備を推進し」といったような表現で、そういう事業をするのだというような文章表現を入れます。さらに、主要事業のこの欄の方には、もう少し具体的に、道路整備事業ですとか街路整備事業だとかというような形で、もう少しわかるような、具体的な事業名を指してこの表の中に箇条書きで整理していくというような形です。

ただ、その箇条書きとして整理した事業に対応する情報としましては、今のところ私どもの方で考えているのは10年間分の概算事業費、この単位100万円の欄というふうに考えています。その事業費も、道路道路合わせて、例えば幹線道路の整備ですと、A道路、B道路、C道路、その他もろもろ含めまして、幹線道路の整備という個別施策の単位として一くくりで何百万円、何千万円というような形で計画の中には落としていく、このようなことを考えております。

実施年度ですとか箇所づけということを考えますと、路線名が出てしまいますと、具体的な路線名を出しますと、それはある程度の箇所づけになると思いますけれども、例えば同じ道路でも、何々地区の主要道路の整備とかというふうにまとめてしまいますと箇所づけはわからない。いろんな方法があると思いますが、特定されるようなパターンと、もう少し広く読み取れるようなパターンと、緩急使い分けながら書いていくつもりです。

あと実施年度につきましては、今のところ具体的に何年にやるとかということは載せないつもりで考えておまして、強いて言うならば、財政計画の、財政シミュレーション推計上ではある程度それらを考慮しながら財政運営、つじつまを合わせていくことになるかと考えてはおります。

私の方からは、以上です。

清水事務局次長：若干私の方から補足させていただきたいと思います。

特に主要事業のところの名称と、それから概算事業費の関係が中心になります。主要事業は、今、担当の者が申したとおり、箇所づけになるというものが余り明確になってしまうようなものと、非常に不協和音的なものも出る場合が往々にして考えられます。それとまた、10年といいますが非常に長うございます。その中で政策的にいろいろな使う名称を変えたり、範囲を変えて中にのみ込むとか、いろんな形も出てくると思います。そういった中でそれを実施していかなければいけないのが新市でございますので、そういったことにも対応できるような内容、それは合併特例債を使ったり何だりするとき、それが当然含まれるように、わかるような書き方の内容にしなければならぬと思っております。

ただ、先ほど担当がまた申しましたように、財政計画、それからシミュレーションの中ではある程度のものできちり押さえられなければなりません。とはいえ、何年度にこの事業を幾らの額でやるというようなことをやってしまうと、将来の予算とか、つまり議会の審議とかそういうものをも縛ってしまう形になってしまいます。そういうようなことを表現して出すことは、非常にそれは新市の財政運営なり議論を阻害する形になりますので、不合理であると考えております。

ですので、大まかには前期、後期的なもので考えてまとめてしまったり、全体でまとめてしまったり、その中で、推計上は単純に年数で割って推計の中に落とし込む。しかし、新市になっては、その範囲の中で年々数をずらしながらでもそれを実施できる、そういったその時々状況に応じた中で実施していただく。それを10年スパンの中でひとつ考えていただくというようなやり方をしなければ、融通性はきかないものとなってしまいます。それを基本としてつくり上げていきたいと考えているところでございます。

ですので、そういった点を考えますと、ここの建設計画のまちづくりプランの中では、箇所づけに余りならないような主要事業の表現の仕方並びに、概算事業についても特定されるような形にはならないという形になります。ただ、皆様にご審議いただく折に必要な分については、ある程度のものがご検討材料としては出さなければいけないのかなということも今事務方では検討しているところでございます。

以上です。

加納委員長：今小池委員の方から話があった、もともと既存計画の部分と合併によるための計画という部分との、その辺のバランスというか、既存計画も新市計画の中で含まれて位置づけられていくのか、既存計画というのは、それは合併とは別枠の部分でやられるのか含めて、その辺のことの説明もお願いします。

清水事務局次長：済みません、お答えするのが漏れておまして、失礼いたしました。

新規、継続あわせて入ってきます。継続というのは、道、国の事業も絡んで継続というのも多々ございますし、それと住民が期待して、当然ここで中断というわけにいかないものが多々ございますので、継続というのは非常に重要に扱っておいて、ほとんどそのとおり入っていくのではないかと考えております。

それから、新規については、新市として考えて、個々の団体として重要だという面も、個々の3団体の総合計画の中の重要性、それは当然必要でございますが、それも勘案しますが、全体的には、新市としてそれが必要なのかという、そういった目線も当然必要になってきますので、そういったものを両者検討しまして、事務方の中で、新規分についてはプランづくりを行っている最中でございます。

加納委員長：よろしいですか、小池委員。

小池委員：それで、先ほど長原委員もお話がありましたのですが、スケジュール的に見て大変タイトで、これは本当にできるのかなと思う、心配しているのです。ですから、これは要望というか、ぜひそうしていただきたいのですが、事務局から提出、提案される全体の計画を少なくとも我々が七、八分程度まで納得できるくらいの時間をぜひつくっていただきたい。そうでないと、これはスケジュールに乗っかっていったら、時間切れで、我々が、追認と言うとおかしいのですが、もうこれはしょうがないなというふうになるおそれがありますので、ひとつその辺のところは時間を、私個人だけで言いますと何回会議をやっていただいても結構ですので、そのことを要望しておきます。

以上です。

長原委員：その関連で。

加納委員長：長原委員。

長原委員：先ほどのに関連してそれではもう少し聞きたいのですが、ここに財政計画が示されることになっていきます。この財政計画は、1次シミュレーションのときに、2次シミュレーションをつくれますよというお話がありました。その2次シミュレーションというのがこの財政計画に当たるのですか。それとも、前に言っていた、構想のときに言っていました、それと、ここで出てくる財政計画はあくまでも合併まちづくりプランの一部としての財政計画で、また2次シミュレーションは2次シミュレーションで別につくるということになるのでしょうか。

一方、財政計画の中でかなり細かい箇所づけも持っているということになるわけで、そうすると事務局、事務方はある程度のこういう実施年次等についても、個別事業の実施年次だとか具体の箇所づけだとか、情報を持っていると。一定の構想を持っていると。それを我々には知らされないと。また、我々に知らされないということは住民もわからないというような構想になってしまうので、その辺もう少し、実施計画まで全部踏み込めとは言いませんが、実施計画にある程度近い内容のものを示さないと、合併プランとしては市民の理解を得るのは難しいのではないのでしょうか。というような気がするのですが、どうなのでしょう。

加納委員長：事務局。

清水事務局次長：私の方からお答えいたします。

まず、2次推計と財政計画の絡みです。これは母胎が一つでございますので、2次推計と財政計画でぶれがあってはおかしい話になります。ですので、考え方、母胎は同じでございます。ですので、財政計画というのはまちづくりプランの一部でございます。それが必須要件となっておりますので、法律上、必要になってきます。ですので、これは計画に合わせた10年間、早い話が2次シミュレーションで平成32年まではつくりますが、その部分の中の最初からの10年間を財政計

画としてこの中に落とすという形でございます。

しかし、それだけでは、本当に10年間だけでは、先ほど池端委員から言われましたように、将来の状況が見えない。不安になるので3年までのシミュレーションとしての概略版を資料としておつけするつもりでございますと、こういうことでございます。ですので、もとは一つ。それは新市建設計画、合併まちづくりプランが母胎となりますよということでございます。

それから、2点目の実施計画、事務方が全部の年度と箇所づけを持っているのではないかという話でございますが、それは出すべきではないかという話になりますが、そのことで、各年度にこれをやるというような調査とか検討はしておりません。全体としてどれをやるかという広い観点での話としております。ですから、それについてはちょっと誤解がございますでしょうが、実施計画的なものを事務方につくって、それを隠しているという話ではございません。広い中でとらえて当然やっていっていると。新市全体の10年間のスパンの中の物のとらえ方、やるとしても前期、後期の5年ぐらいの中でどうやって見るかという見方を事務方はしているところでございます。

以上です。

加納委員長：池端委員。

池端委員：4番、項目4の新市の施策のところ懸案事項があるので、数点お聞きしたいと思います。

まずのしっかり暮らしの基盤ということなのですが、石狩市と、あとほか2村の上下水道の環境は違うと思うのです。それを例えば統一しようとするれば、この特例債というのはほぼもうその事業で足りないぐらいの事業費に投下されるのではないかなという気がしますし、例えばその地域が今簡水並びに合併処理槽、この辺の整備でいいのかどうかという意向はどういうふうになっているのかということがまず1点。それによって整備計画も変わってくるのではないかなというふうに思います。

そして、情報通信網なのですが、国の考えている地域イントラネットの事業というのが17年3月31日まで。それがこの市町村合併に関して延期がされるかどうかというのは、この前総務省に行ったときの確認では、検討するというようなところに総務省からの見解をいただいております。実際これが延長して、新市に適用されるのであれば、また総額10億、それが適用されればその2分の1は国の補助という形になるのですが、その辺が適用されるかどうかということの推移、その辺を掌握されているかということと、あと、はつらつ日々の暮らしのところなのですが、健康増進と地域医療、その地域によって非常に医療格差が生じてきているというのは、現況調書なり協議会の事務事業の調査の中で明確になってきております。

現在のところ、厚田、浜益さんはドクターヘリを運航協定を結んでいるということなのですが、こういう広域的な新市になると、どうしても医療関係で市営の医療機関をつくれるかとなると、非常に財政的にも難しいかなと。ぜひこの辺はドクターヘリの運航を十分考えていかなければ、緊急的な部分に対応できないのではないかなというような気がいたします。これはぜひ、ある北海道ドクターヘリ研究会の方で問い合わせたところ、また来年度からも継続して運航実験を、研究運航を行うということがとりあえず、非公式ですが確認されておりますので、この辺も十分考えられた方がよろしいかな。

それと、子育て、児童福祉の関係なのですが、こちらそれぞれ今の段階では今の状況のまま保っていくということが示されております。子育て環境という部分は少子化の部分では大変重要な問題でありますし、例えば厚田、浜益さんにおける既存にある施設を改修なり何なりをしながら、そ

の地域の人たちがともに地域で子育ての環境に協力していくという、かかわっていくというような中で、その環境整備の一つとして既存の建物、箱を修繕するとか改築するですとか、こういうことも考えていかなければならないかなと。その地域のどこに何があるかというのは把握していませんので、この辺のリサーチも必要になってくるのではないかというふうに考えます。

それと、先ほど委員長の方から、ソフト事業に対する基金というのは今後というふうに言われましたが、地域と地域を結ぶ交流事業といった意味では、このソフトに関する、ここでは17億9,000万と書いてありますが、こういう基金は当然必要になってくるかな。特に各学校の教育の中、それから教育実習の交流の中にそれぞれのまちが結びつき、交流を自然とできるような教育環境であったりとか、そういうものは当然必要になってくるのかなというふうに考えます。この辺についてどのように盛り込むお考えがあるのかも含めて、お聞かせいただきたいと思います。

加納委員長：事務局。

清水事務局次長：私の方からお答えさせていただきます。

最初のご質問の上下水道、それから合併処理の関係でございます。これにつきましては、新市建設計画の中でどのように盛り込むかという前に、今ある施設についての統合とか、そういうふうな施策の面が入ってきます。というのは、合併協議会本体でやっております事務事業の一元化、その方向がこれに影響すると。それを盛り込んでいくということを考えております。多くはそのような内容も当然盛り込んでいかなければいけませんので、そういった面での事務事業の一元化と、プラス将来に向けたまちづくりでの新しいプランニングの部、これが混在した形で入ってくるという、その中で処理されていくものと考えております。

情報網の通信につきましては、これはある程度必須的なものと考えておりますが、まだ具体的な完全な詰めは終わっておりません。ですので、もう少しお時間をいただければと。ただ、補助金の面については、国が申しておるところは、合併をするという形になったところについては最優先に考えると、このように申しておりますもので、そういった面については非常に明るいのかなと。その後、現行の補助制度についても、最後の分にひっきりな年度、今の予定で進めばやっとひっきりかかるのかなと。というのであればその中で優先的な順位が上がるので、そういった面を考慮して検討させていただいているところでございます。

次に、ドクターヘリ関係につきましては、まだ事務方の中では検討の結論は出てはいないのですけれども、いろいろ他の要素、つまり消防一部事務組合との関連がございますので、簡単にどうのこうのというような結論が出ない場合も想定されます。そういった場合については新市に検討をゆだねるといった話も考えられますので、早急な結論が出るかどうかというのは、時間的なものもございまして、その点もあわせて、ペンディング状態で検討させていただいております。

それから、子育てについてリサーチが必要という話でございますが、これは3市村での計画を検討する際において、いろんなソフト事業を含めましてリサーチというか、調査を行っております。その中のソフト事業の中で入ってくるものについてどう取り扱うという検討を行います。それから、当然ですが、先ほど言いましたように、事務事業の一元化、協議会でなされているソフト的な事業としての子育て支援の内容は、確認されている事業については当然盛り込まれてくると。それがあわさった形で出てくるものと考えております。

基金につきましては、具体的な内容が出されたときに、次回以降ご検討いただければと考えております。

以上です。

加納委員長：いいですか、池端委員。

池端委員：はい。

加納委員長：沢田委員、どうぞ。

沢田委員：今この事業内容の中、いろいろ空白があります。このことについて、お願いですけれども、厚田村では、平成14年度から10カ年計画をもう村民に示してあります、ほとんどの面について。だから、石狩さん、浜益さんはどのようになっているかわかりませんが、厚田村では基本方針から余りずれることのないように。合併することによって必要がなくなるもの、また必要とされるものも出てくると思います。その辺は十分考慮していただいて、余り、厚田村の村民にもう10カ年計画を示してあるわけですから、それから大きくずれることのないようにできればお願いしたいと、こういうことです。答えがどうのこうのというのでなくして、なるべくそのように、もう皆さん10カ年計画頭の中に入っていますから。

加納委員長：このことについては、当然事務方の部分で、3市村のそれぞれの事務担当者が集まってこのことについての詰めもそれぞれされていると思いますし、先ほど小池委員からお話があった既存計画の部分の継続性の問題だとか、既存計画の中でも新規事業として位置づけられるというものもあります、当然。そういうことを十分加味しながら、今厚田の委員さんからお話があったような部分でよく検討されて、次回、どういう形で表現されるのかちょっとわかりませんが、その辺のことについてはどうなのでしょう。

今沢田委員の方からありました厚田の10カ年計画についての位置づけ的なものについては、今回の新市の計画の中でどのような取扱いになっているのでしょうか。言えますか。言えれば。

清水事務局次長：今検討している事務方の検討の内容なのですが、厚田さんは、今おっしゃられたように10カ年の計画に基づいているいろいろのご意見を出してきております。石狩、浜益については、その計画は終了年度に近くて、そういうものは、10カ年というような明確なものはないのですが、当然にそれは企画サイド、それから理事者サイド、役場全体としてこれはやらなければいけないというのは持っているもので、それに類するものは当然あるという話でございます。ですから、皆さん、その地域地域で必要だと考えている、やらなければいけないという事業というのはございます。それは住民の皆様とのお話し合いの中で決まったものもあるでしょうし、新しく考えているものも混在しているのも事実でございます。

それらについて、先ほど申し上げましたように、地域性を考慮するのも、当然それはしなければいけない面があるのも事実でございますが、新市として動いていくという、新市としてそれをつくり上げていくという面をやはり考慮しなければいけないというのもこれは大きな事実でございます。でなければ、先ほど池端委員がおっしゃられていたように、10年後過ぎた中で、やってしまった後、新しい市が財政面でばたきしてしまう、倒れてしまうようになっては、これはいけないと。特例債を使えるといっても、それを無尽蔵に使うのはいかなるものか。やっぱり使い方を考えなければいけないという面もあります。

そういった要素をいろいろあわせて、全体的に事務方としては苦しんでいるということでご理解いただければ。全部がやれるだけのゆとりがあれば当然やります。ところが、そうは世の中許さないから合併協議を行っているという、そういう面も少し考えていただいて、その中で苦しんで、苦しみ抜いた結果をお出しするということを今から申し上げておきますので、ご理解いただければと思います。

加納委員長：よろしいですか。

沢田委員：はい。

加納委員長：大山委員。

大山委員：先ほどの事務局の説明で、事業の箇所づけはちょっと困るのだと。それは、理由として、議会の議論を束縛する、あるいは財政の運営に非常に、予算づけの関係で困る面が出てくるといことで、説明としては理解するものでございます。

しかしながら、吸収合併される、編入合併される側の住民の立場あるいは議員の立場から申しますと、やってもらえそうなおいだけさせられていて、現実にやってもらえるのかどうかというその確実性がないということになると、自分たちも議論に参加している以上責任がありますので、うちの委員会とは違う方向の委員会の議論にも関係してきてしまうのですけれども、議員定数の問題で、結局、合併した後で決まるというものが多くなってくるということで、議員定数は特例法で2年間50人でいこうという、そういう、事務局の練った構想を信用しないとかそういうことではないのですけれども、責任の上からも、自分たちが議員でいなくなった場合には本当にこれがやってもらえるかどうかという不安がある。そういうことで、議員としては、特例法で2年間延長してもらって、その間に、自分たちが希望し、議論に参加したこの事業が確実にやってもらえるのだなということを確認して安心して引退したいと、そういうのがうちの方の議員の大勢なのです。

ですから、そういうことに対する配慮もぜひともしていただきたいと。事務局で練られている構想、あるいはこういう理念もそうですけれども、私らは大変感動して、すばらしいと思って聞いていますし、その中の理念を実際に事業としてどう張りつけられて実現されるのか、そこが一番関心事であり心配事なのです。だから、その辺に対する配慮をぜひ今後の議論の中においても、委員の皆さんにおいてもよろしくご配慮のほどをお願いしたいと、そういうことでございます。

加納委員長：これは主要事業ということでありますから、当然のこの枠の中に入れる程度のものの事業の表記しかされないということです。ここに表記されなくても、当然事業として行っていかなければならないものは見えない部分で相当数出てくるといことで、これはあくまでも主要事業ということですから、その辺のところについては地域性を考えて、それぞれの目玉的な部分でわかりやすいような表記が一つされれば、そういう理解も得られるのではないかなというふうに思うのですけれども、考え方はどうなのでしょう。

清水事務局次長：私の方からお答えします。

恐らく皆さんの考えているような、細かいことは皆さん言われてはいないと思います。自分たちがどうしても思っている部分が、それがその中から読み取れるのだろうかという、そういう心配だと思われま。

それは読み取れるのではないのでしょうか。そのようなものにしなければ、ある程度。個別の名前という形ではちょっとならないかもしれませんが。先ほど言った箇所づけという意味でのほなりませんけれども、当然それが読み取れるようになかったらこの計画もおかしい話になりますので、読み取れるようなものを考えたいとは思っているところでございます。

それともう一つ、それが守られるかという話になると、この新市建設計画、先のことを言ったら鬼が笑うわけですが、絶対かと言われると、世の中に絶対がないので、そういう意味では絶対ではないと言いますが、新市建設計画というのは合併をするための判断、これをもって判断していくわけで、これは一つの約束事としてなっていくものですから、それはやはり、時代の大きな変化によってのいろいろな右往左往はするかもしれませんが、これが基本に動いていくというふうにご理解いただく以外方法はないし、それを信じていただくという以外はないと思います。そのよう

なご理解をいただければと思います。

加納委員長：よろしいですか、大山委員。

大山委員：私は、その辺で委員の皆さん一人一人の資質も当然受けとめますし、理解しています。協議の中でも紳士的な意見いっぱい出ていますし、温かい意見も出ていますので、私らとしては了解し理解するものではございますけれども、しかるに、ほかの別の委員会では、協議していろいろ進めていることの中の事業が、確実に、自分たちの地域の住民が期待していることが本当にやってもらえるかどうかという不安があるのです。特に住民は、本当にそんなにやってもらえるかという不安があるのです。

それはなぜかということ、長年住民の強い要望として、課題としてあった事業なのですけれども、財政難からずっと先送りしてきて、優先順位の本当に逼迫している、優先順位のどうしようもなくやらなければならないものからやってきているものですから、住民は長く待たされて、いつやってくれるのだろう、いつやってくれるのだろうと思っている、そういう事業が今回の提案の中にもいっぱい入っているのです。そういうことに対する、本当に、例えば先ほど箇所づけはできないと言われて、そのことの理由も全部理解するわけですが、一方、帰って地域住民に説明、聞かれた場合にはっきりと答え切れない。今事務局長から答弁あったように、私たちもそういうふうに答えるしかないところに苦しさがあるのです、はっきりこうだと言えないところに。

ただ、その面については、各委員の皆さんの理解と配慮に期待するしかないなと思っております。私は皆さんを信用していますから、大丈夫だと思っています。

藤原委員：でも、優先順位もすごく低いということであれば、逼迫というのはこれからも余り、現実的にそうですから。そうすると、何でもかんでも、合併したからといって、そういうことというのははっきりした方がいいのではないのでしょうか。何でも合併すれば全部実現するということはありません。

加納委員長：大山委員、どうぞ。

大山委員：今の藤原さんの意見なのですけれども、当然理解しています。私も、一番最初の提言のときもいっぱい提言させていただきました、ふるしきを全部広げて。それから、漏れたのもちょっとあって、委員長にこれもあるよと言われたのもあったのですけれども、でもふるしき全部広げて、こういう課題を抱えて、ぜひともやってほしいということでしたのですよ。でも、将来の夢ということで全部ふるしき広げて見せましたけれども、それが全部実現するとは思っていません、当然。

でも、住民の要望の強いものの優先順位の高いものはぜひとも譲れない部分があって、それは何とか皆さんの理解を得て実現していただきたいと、それだけです。全部できるとは毛頭最初から思っておりません。

加納委員長：事務方からも話はありましたとおり、また合併協議会の推進の中でも、当然基本の話として出ている地域ごとの手だてということについては、相当それなりに考慮されてやっていくということになりますから、どここの地域だけが外れてということにはなかなかかなりづらいと思いますし。ただ、その十分度が、十分なのかどうかという部分の度合いはちょっと差はあるとは思いますが、3市村にそれぞれで、そういう埋め方されていくのではないかなというふうに思いますので。私もそういうふうに期待しておりますので。

ほかどうでしょうか。どうぞ、小池委員。

小池委員：勉強不足で大変申しわけないのですが、合併特例債については、実は先だって勉強会

で僕は初めて知ったのです。それで、事務局はご返事はしにくいのですが、国はなぜこんなものをつくったのだ。何かおいしいものを少しだけやって、喜んでいいのかどうか僕はわからないのです。それならば、これだけの財政支援を図ってくれるのならば、もっと自由に、内容的にこうしなさい、こういうものならこういうものを具体的に出して、それについては特例債を認めますというのではなくて、もっと自由に新しい合併市町村に交付すべきではないのかなと思うのですが、ちょっとおいしいように見えるけれども、どうなのですか。なかなか返事しにくいでしょうけれども。

加納委員長：では、事務局お願いします。

清水事務局次長：合併特例債につきましては、いろいろ議論がございます。その中で、その議論はちょっとおいておきまして、その性格というものを説明いたしますと、これは合併を推進するための国の政策です。ですのでインセンティブ、誘導でございます。そのためにつくっているという面があるということは一つでございます。

誘導面が一つあるのと、それと、実際に合併をすとなりますとお金がかかります。一体的な統合、特に今池端委員がおっしゃいまして心配していただきました地域情報網、これは地域イントラと申して、光ファイバー等で各公共施設を結んでいくものでございますけれども、こういうものが必要になってきます。これは非常にお金がかかってくるものでございます。それが何の手だてもないと、こういうものについて丸々借金で抱えていってしまうと。そうすると、財政的なものが苦しいから合併を進めなさいという施策を国が打つに当たって、何の手だてもしないのかという話になってしまいます。ですので、やるからにはそれなりの支援をしましょうと。実際かかる経費が多大と思われるようなところについてその特例債を使いますと。

ただ、その特例債の範囲というのは広うございまして、全国3,200ぐらい今ございますけれども、団体、皆さん、北も南も状況全然違います。大きさも全然違います。その中では使いたいところが違ってきます、その特例債。ですので、特例債というのは広い範囲でもって使えるような形は一応仕組みとしてはつくられていると。

ですから、政策的なインセンティブの面、それから実際の合併するとなったとき非常に財源難に陥る、財政を逼迫させるのを手助けする、そういった現実面での支援、そういった二つの要素が詰まったのが特例債として理解していただければと思っております。

小池委員：余りにも縛りをかけて。それを申し上げたい。

清水事務局次長：済みません、その面をお答えしていませんでした。

自由になるお金という形で、これは交付税という形なのか、合併に関する特別な交付金として渡すという形にとるのか、いろいろな考え方はあるのでしょうかけれども、そういった自由になるお金という点であれば一番私もうれしいのですけれども、そうすると、そこまでは国の財政支援策は考えられていないというところがございます。

実際にそういう面で見ますと、三位一体改革の中の税源移譲という面がこれに一番類するのではないかなと。地方分権の中で税源を移譲してもらって、自由になるお金が国から地方にやってくると。その中で考えていくのが地方自治の中では一番よろしいのではないかと思います。ただ、それを合併したところに特化するというのはまたこれもちょっと筋違いな話になってしまいますから、そういう面では、自由になるお金が国から来るということは国は発想していないでしょうし、今団体の方からも実際にそこまでの議論というのはなされていないというところですよ。

加納委員長：小池委員、よろしいですか。

小池委員：はい。

加納委員長：1時間多く過ぎましたので、一回休憩をして後半まとめていきたいと思いますので、10分程度休憩したいと思います。

（休 憩）

加納委員長：では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それぞれ皆さんからいろいろご意見いただいておりますけれども、冒頭にお話ししたとおり、きょうは新市建設の全体構成ということで、8項目に構成されておりますけれども、このことについてのご確認はどうでしょうか。いただけでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声）

加納委員長：それでは、新市建設計画の全体構成ということについて確認をさせていただきます。

先ほど一部委員から中身についていろいろお話しありましたけれども、当然進めていく中で、微調整含めて、大枠の形は変わりませんけれども、中の部分についてはそれぞれご意見いただきながら調整もさせていただくという形になりますので、そういうご理解をいただきたいと思います。

それでは、2番目の1の序論から3の新市のまちづくりの基本方針まで、それから並びに7の公共施設の適正配置と整備ということについて皆さんからご意見をいただきたいと存じますが、ございませんか。

長原委員。

長原委員：一つだけ、視点といたしますか、見方として聞いておきたいのですが、私たちがつくった新市将来構想の中で、かなり、パブリックコメントも含めて、合併問題にどういう課題があるのかということで課題をずっと書きましたよね。そういった課題を解決する方策といたしますか、方向といたしますか、そういうことが、このまちづくりプランの中では、課題別に施策を並べるとい形ではないのですが、当然意識としては、この課題を解決する施策を具体化していくという意識は働くのでしょうか、この中では。どういうふうになるのですか。

僕の意見で言うと、むしろ構想の中で我々が立てた新市まちづくりの主要課題と。この課題を新市の中ではできるだけ解決していくという方向の中でまちづくりプランがつくられてくることになるのだろうなと。また、そうしなくてはいけないのではないのかなという気がするのですが、それを意識されているのですか。どうなのでしょう。

加納委員長：では、事務局お願いします。

清水事務局次長：私の方からお答えさせていただきます。

新市将来構想の中で、その第1章のところで特性と課題が出てきております。いろいろな課題というが出てきておまして、それを受けた中で、第2章でその主要なものが課題としてまとめられております。そして、それを受けた形で、第3章で将来像と、第4章の中で新市施策の方向と原則という、つまり、構想の中で課題を明らかにし、その解決の方向として、また新しいまちづくりの視点を入れた中でビジョンと施策の方向性が示されている。それを受けた形なので、当然それは課題が反映されているもの、それに結びついているものとして理解しているところでございますので、よろしく願いいたします。

加納委員長：よろしいですか。

長原委員：わかりました。

加納委員長：ほかございませんか。ほかどうでしょうか。ありませんか。

（「なし」の声）

加納委員長：なければ、1の序論から3の新市のまちづくりの基本方針まで、それから並びに7

の公共施設の適正配置と整備につきましては原案のとおり確認をしたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声)

加納委員長：ご異議がございませんので、このことを確認したいと思います。

3. その他

加納委員長：以上、本日予定されている案件についてはすべて終了いたしました。

事務局から次の開催日時等について報告をさせます。事務局。

岸本委員：委員長、先に1点。

加納委員長：どうぞ。

岸本委員：今回の建設小委員会では個別の主要課題等をこちらの方に示される予定だということなのですが、それに先立って、4の新市の施策の主要事業、個別に列挙されているのですが、今回は空欄なのですが、その中で、これを見ると5ページのまちづくりの方針がまず5項目、5つの分類で、さらにそれぞれに枝で分かれていますけれども、のもりもりまちの活力が7項目なのに、こっちの主要事業の空白の欄では8項目になっているのです、たしか。最後にの8ということで、経済産業活性化の総合的な対策ということで1項目ふえていますけれども、これをつけ加えた理由というのは何があるのか、事前にお示しいただきたいなと思います。

佐々木計画班長：つけ加えたと申しますか、この5ページと8ページ以降のリンクと申しますか、関連をちょっと失敗しまして、項目が対応していないような形になっております。項目立てにつきましても中身もなく、項目も仮と申しますか、とりあえず将来構想の4章の内容からひもときまして、仮で立てているものでございますので、次回のときには完全に5ページとその施策の部分がリンクするように直してまいりますので。大変済みませんでした。

加納委員長：これはそうしたら全くの間違いというか、全然違うもの。

佐々木計画班長：そうです。5ページの項目立ての方が正しくて、8ページの方が間違いということなんです。

加納委員長：ほか、一回閉めましたけれども、何か気がついた点がもしあれば、次回に生かせる部分で。よろしいですか。

(「なし」の声)

加納委員長：では、今の岸本委員から指摘のあった部分については、次回のときに整理をして表示をお願いしたいと思います。

それでは、事務局から次回の開催日時について報告をさせます。

事務局お願いします。

佐々木計画班長：次回、先ほどの冒頭説明の中で、今のところとしましては4月19日の週というふうに考えているのですが、全体的な動きと申しますか、他の委員会等の動向もありますので、改めて日程を確認させていただきたいと思います。今の段階では4月19日から23日の週で日程の調整を行いたいということでご理解いただきたいと思います。

今、きょう出席いただいている委員さんの、ちょっとお願いと申しますか、19日から23日の週で、今の段階で明らかに都合が悪いというような方いらっしゃいましたら。

大山委員：20日と23日は変えられない予定が入っているので、ここを除いていただければ、あとは大丈夫です。

佐々木計画班長：20日と23日ですね、大山委員が。

長原委員：僕も20日はダメです。

佐々木計画班長：長原委員、20日ですね。そのほか。

浅井委員：23日ダメです。

加納委員長：私は21、22日がダメです。19日がいいのではないですか。

佐々木計画班長：19日あたりですか。

加納委員長：もし19日でまとまるのであれば、委員の皆さんも大変タイトなスケジュールの中で事務局に合わせようとしているのだから、委員さんの都合を聞きながら事務局も何とか。大変でしょうけれども。

佐々木計画班長：一応きょう仮にお聞きしておきましたということにいたします。

加納委員長：小池委員は19日どうですか、大丈夫ですか。

小池委員：19日という話があったから。それでないの。

佐々木計画班長：まだこちらの方でまとめられませんので、今聞いたものでは、一応それはそれとして心づもりしておきまして、いつもどおり表を送らせていただきます。済みませんが、ご協力お願いいたします。

加納委員長：そうしたら、そういうことで、できるだけ早い時期に日にちの設定と、それから、今日この中に記載されておりませんが、4以降の部分についても、これは前もって配付されますか、次は。また当日配りですか。

清水事務局次長：できるだけ前もってというのは、前からいろいろなところで言われているのでそのようにしたいのですけれども、先ほど言いましたように、ほかの小委員会との絡みとかそういうのもございますので、絶対的な努力は前もって配るというようにしますけれども、もしできずでしたらお許しいただかなければと。そうするとそのときで終わりというわけではなく、何回かという話になろうかと思えますけれども、申しわけございません。

加納委員長：委員の皆さんにも相当の協力いただくこととなりますけれども、事務局も相当努力をしていただいて、できるだけその辺タイムラグと、それからあとそういう時間、せっかくお集まりいただきますから、実質的にそういう審議がしっかりできるような、前もって議案の配付含めて努力をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

小池委員：委員長、議題にないことを質問をしてよろしいですか。

加納委員長：ではその他ということで。

小池委員：僕はここのところ心配でしょうがないのですが、そんなことでもない、仮に合併ということが決まれば、そこそこに記念のイベントというか、記念になるような事業を実施を思うのです。そのときに、お金をかけないで、将来、10年、20年先まで歴史に残るような、そういう行事みたいなものを考えていらっしゃるのか。そのときはどの部分で、例えば小委員会で検討をすることになるのか、あるいはそれは事務方の皆さんだけで決めるのか、その辺のところはどんなものでしょう。当然お金がかかるわけですから、合併はしたわ、記念事業費がありませんわでは、ちょっとどんなものかなと思って、早目に質問をしておいた方がいいかなと思ったのです。

加納委員長：事務局お願いします。

清水事務局次長：おずおずと手を挙げていますのですけれども、合併の決定の記念事業、セレモニーとかまたほかのもの、そういったことということでよろしいかとは思ひますけれども、当協議会というのは合併するとした場合の姿のもので、合併決定のところをやっているのではないもので、

そのことは全然頭に、念頭になかったものでございます。これの二つの姿が、つまり合併するとした場合の姿を協議会でつくります。それで、協定案という形で姿をつくったところで一旦休止状態に入るわけでございます。それをもって、あと3市村の方で、しない場合の姿が出てきて、住民の皆様を入れて喧々諤々やっていただくと。その中で、3市村と意見が合って、議会で三つとも議決になって初めて決定になるので、そのときにその記念行事とかセレモニーをどうするのかという話になるかと思うのですが、そうなりますと、この協議会の検討というよりも、3市村の行事としてどうとらえていくかというふうな形になるのではないのかなと。振りかえられて、おまえらやれと来るかもしれません。それはちょっとわからないのですけれども、今度の協議会、30日の協議会で予算の関係もお諮りいたしますけれども、16年度予算。その中にはそのようなものは、念頭になかったもので、盛り込んではいけません。

ですから、協議会の役割というより、合併を決定した3市村でのお話し合いの中での行事という形になるのではないだろうか。その予算的なものは3市村の議会でどうするかという、組んでいないでしょうから、当然に。当初予算では組んでいないので、どうするかという話になるかと思われま。済みません。

小池委員：だから、そこそこに考えなければ、そのときになって、忘れていたわではちょっといかがなものかなと思って。それは議題にありませんから打ち切ります、私は。

加納委員長：多分その他の実行委員会的なものでき上がったりとかしながら、多分、そうなればきっとそういうような運びになるのではないかなというふうに思いますので、小池委員、よろしいですか。

小池委員：いいです。

加納委員長：ほかございませんか、その他で。

(「なし」の声)

4. 閉 会

加納委員長：なければ、以上で本日の委員会を閉会いたします。大変にご苦労さまでした。ありがとうございました。

上記小委員会の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

新市建設計画小委員会委員長 加納 洋 明